不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
都市整備部	が6件あ	を確認したところ、 った。本件について もかかわらず、出引	検出事項 遅参又は早退ありと には、管内出張(宅発 入力を怠っており、 出張日 令和4年5月20日 令和4年5月23日 令和4年5月25日 令和4年5月27日 令和4年5月30日 令和4年5月31日	又は宅着)をし	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を 確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な 措置を講じられたい。	未払の旅費については、追給手続を行

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年6月1日から同年7月5日まで)